

表彰に関する規定

平成30年4月29日

表彰に関する規定を次のとおり定める。

第1条 (表彰の種類)

表彰は感謝状・表彰状の二種類とする。

第2条 (感謝状)

感謝状は次の各号の一に該当する者について授与する。

- (1) 部外者または部外団体でこの連盟の事業に協力し、特別な功績があった者
- (2) 四国吹連主催事業に招待団体などとして出場した団体
- (3) その他、吹奏楽の発展に尽力し連盟として推奨すべき特別な業績のあった者

第3条 (表彰状)

表彰状は次の各号の一に該当する者について授与する。

- (1) 吹奏楽に関する優れた作曲・編曲・演奏活動・技術研究・調査・論文などで特に認められた者
- (2) 四国吹連主催事業において優れた演奏などを評価された者および団体
- (3) その他、吹奏楽の発展に尽くし他の模範として推奨すべき特別な業績が認められた者

第4条 (評定)

表彰の評定は理事会の議を経て決定する。

第5条 (表彰基準)

第2条および第3条の表彰の基準は具体的な事例にしたがって検討する。

第6条 (表彰書式)

表彰の書式は別表1に準じて行う。

< 別表1 >

		被授与者	授与者
1	感謝状	氏名に「殿」をつける	理事長名とする
2	表彰状	氏名に「殿」をつける	理事長名とする
3	表彰状 (コンクールなど)		四国吹連名とする (共同主催者と連名可)

第7条 (表彰の場所)

表彰は原則として総会・理事会・当該事業の会場などの公の場で授与するものとする。

第8条 (表彰台帳)

感謝状・表彰状は永久保存される表彰台帳に記載されるものとする。

第9条 (付則)

この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。

2 この規定は平成30年4月29日より施行する。